

令和3年度脳 MRI 健診助成事業 実施要綱

令和3年6月16日制定

一般社団法人東京都トラック協会

（目的）

第1条 この要綱は、一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という）が実施する脳 MRI 健診に係る助成金（以下「助成金」という）の交付に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

（事業趣旨）

第2条 貨物自動車の運転中に脳血管疾患を発症した場合、意識障害、意識消失、運動麻痺等により、重大事故を引き起こす可能性が高まることから、会員事業者のドライバーに対し、脳血管異常の早期発見、早期治療を促進し、ドライバーの健康保持及び健康起因事故の防止を図る。

（助成対象事業者）

第3条 助成の対象となる事業者は、会費の滞納が無い東ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）で中小企業者とする。なお、ここでいう中小企業者とは、次に掲げる各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること
- (2) 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

（助成対象者）

第4条 次に掲げる各号のすべてに該当するドライバーを対象とする。

- (1) 令和3年4月1日現在の年齢が45歳以上である。
- (2) 都内の会員事業所において営業用貨物自動車の運転に従事している。
- (3) 令和3年2月27日～令和4年1月末日の期間に受診している。
- (4) 一般社団法人運転従事者脳 MRI 健診支援機構の提携している医療機関において受診している。
- (5) 助成対象事業者が受診費用を負担している。

（助成交付額）

第5条 助成金は、第4条に該当するドライバーが、別添の一般社団法人運転従事者脳 MRI 健診支援機構の提携している医療機関において脳 MRI 健診を受診した際、1名につき10,000円を助成する。

助成金の交付は1事業者5名（ただし、東ト協届出車両数まで）を上限とし、国、健保組合、関係団体等から助成金が交付されている場合には助成金を交付しない。

（助成金の申込受付）

第6条 会員事業者が助成金の交付を受けようとする場合には、受診申込み前に、東ト協所定の様式「脳 MRI 健診助成金申込書」（様式1-1）に必要事項を記入の上、東ト協に提出しなければ

ならない。申請受付期間以前に受診した場合も、予算状況の確認のため、助成金交付申請書（様式２－１）の提出前に提出することとする。

（受診の申込受付）

第７条 第６条の手続を行った会員事業者は、「脳 MRI 健診受診申込書」（様式１－２）に必要事項を記入の上、東ト協に受診申込みを行うか、一般社団法人運転従事者脳 MRI 健診支援機構に電話連絡の上、電子媒体にて受診申込みを行うこととする。

（助成金の申請手続き）

第８条 第７条の手続を行った会員事業者は、脳 MRI 健診を実施後、東ト協所定の様式「脳 MRI 健診助成金交付申請書」（様式２－１）に必要事項を記入押印の上、①「脳 MRI 健診助成金交付対象者一覧」（様式２－２）②一般社団法人運転従事者脳 MRI 健診支援機構から発行される会員事業者宛の請求書（写）③受診者の氏名が明記されている明細書（写）④領収書（写）⑤助成対象者全員の健康保険証の写し（両面・必ず被保険者等記号・番号・保険者番号の３箇所にもスキャンを施すこと）⑥助成対象者全員の在籍証明（助成金請求直前勤務日の運転日報、点呼簿、運転者台帳のいずれか１点（写））⑦中小企業者であることが確認できる書類（写）（事業報告書の直近の事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ）⑧宣誓書（様式３）を添えて東ト協へ請求することとする。

（助成金の交付）

第９条 東ト協は、第８条の請求に基づき精査確認の上、適正と認めたときは会員事業者へ助成金を交付する。

（助成金の交付取り消しと返還）

第１０条 会員事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、東ト協は助成金の交付を取り消すことができる。

- (1) 国、健保組合、関係団体等から助成金が交付されている場合
- (2) 偽り或其他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (3) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、又は本要綱及び実施要領に違反したとき

２ 前項の場合において、当該取り消しに係る助成金が、既に会員事業者へ交付されているときは、東ト協は会員事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。

（助成金申請の制限）

第１１条 会員事業者は、助成金交付対象となったドライバーについて、令和３年４月１日から起算して３年を経過するまでは原則として申請を行うことはできない。但し、あらかじめ東ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

（その他必要な事項）

第１２条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、東ト協が別に実施要領を定める。

（附 則）

本要綱は令和３年６月１６日より施行する。